

令和8年度市民参画手続実施予定一覧

| 案件名 | 担当部署 | 概要 | 実施方法 | 実施予定時期 |
|--------------------------|-------------------|--|-----------------------------------|----------------------------|
| 第3次奥州市総合計画の策定 | 政策企画部政策企画課 | <p>本市の総合的かつ計画的な行政運営の指針や、長期的・広域的な視点から「めざすべき都市像」を定めた基本構想、「めざすべき都市像」を達成するための施策方針・主要事業等を定めた基本計画並びに基本構想及び基本計画を実現するための具体的な事務事業を定めた実施計画で構成する第2次奥州市総合計画（以下「現総合計画」という。）が、令和8年度末で期間が満了となる。また、本市の地方創生の取組を定め、現総合計画と一体的に推進している第2期奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「現総合戦略」という。）も、令和8年度末で期間が満了となる。</p> <p>以上の背景のもと、令和9年度を始期とする第3次奥州市総合計画（以下「次期総合計画」という。）の策定を進めるものである。</p> | ワークショップの開催 （実施時期等の修正） | 令和8年6月から7月 |
| | | | 市民説明会の開催 （実施内容等の修正） | 令和8年8月から9月 |
| | | | パブリック・コメントによる意見聴取 （実施時期等の修正） | 令和8年11月から12月 |
| 奥州市教育振興基本計画の策定 | 教育委員会事務局 教育総務課 | <p>奥州市教育振興基本計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、国や県の教育振興基本計画を参酌しながら、奥州市の実情に応じた教育施策の基本方針を示す計画であり、中・長期的な視野で総合的かつ計画的な施策の推進を目的に策定しているもの。上位計画である奥州市総合計画の部門別計画としての位置付けを持つとともに、教育の各分野において策定される分野別計画の上位計画としての役割を担っている。</p> <p>現計画が令和8年度で終了することから、次期計画を令和8年度中に策定するものである。</p> | 奥州市教育振興基本計画策定委員会での検討 （委員の公募あり） | 令和8年6月から （3回程度開催） |
| | | | パブリック・コメントによる意見聴取 | 令和8年10月から 11月まで |
| 高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画の策定 | 福祉部長寿社会課 | <p>高齢者福祉計画は、老人福祉法に基づき、高齢者福祉事業全般にわたり供給制度の確保に関して必要な事項を定めるものです。一方、介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、介護保険給付等のサービスや地域支援事業の見込み量を定めるなど、介護保険事業の円滑な運営をするための事業計画です。老人福祉法及び介護保険法では、これら2つの計画を一体的なものとして、3年ごとに策定することとされている。</p> <p>10期計画(令和9年度から令和11年度まで)においては、これらの内容に高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるような地域包括ケアシステムの深化等各種施策を盛り込むものである。</p> | 奥州市介護保険運営協議会での検討 （委員の公募あり） | 令和8年5月から令和9年2月 （7回程度開催） |
| | | | 介護サービス事業者等関係団体との意見交換会の開催 | 令和8年5月から7月 |
| | | | 地域説明会の開催 | 令和9年1月 |
| | | | パブリック・コメントによる意見聴取 | 令和9年1月 |

令和8年度市民参画手続実施予定一覧

| 案件名 | 担当部署 | 概要 | 実施方法 | 実施予定時期 |
|-------------------------|---------------|--|--|-----------------------|
| 第2期奥州市成年後見制度利用促進基本計画の策定 | 福祉部地域共生社会課 | <p>成年後見制度の利用の促進に関する法律平成28年法律第29号)第14条第1項において、国の基本計画を勘案し策定するよう努めるものとされている。</p> <p>令和3年度に奥州市と金ヶ崎町を1つの圏域として、対象期間を5年(令和4年度から令和8年度)とし、計画策定した。現在の計画が令和8年度で終了することから、これまでの事業等の検証を行うとともに現在のニーズに対応するための新たな計画を策定するものである。</p> <p>次の具体的な施策の方針を記載 ①中核機関の整備・運営の方針 ②チーム・協議会の具体化の方針 ③助成制度の在り方について</p> | 奥州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会ワーキンググループでの検討 (委員の公募なし) | 令和7年11月から (8回程度開催) |
| | | | アンケート調査の実施 | 令和8年2月から 同年3月 |
| | | | 奥州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会での検討(委員の公募なし) | 令和8年6月から (5回程度開催) |
| | | | パブリック・コメントによる意見聴取 | 令和8年11月 |
| 奥州市農業振興ビジョンの改訂 | 農林部農政課 | <p>奥州市農業振興ビジョンは、本市の農業の特徴と農業を取り巻く環境を整理し、本市の農業振興の目標、目標達成に向けた取組、関係者の連携方策を明らかにすることを目的に策定したものである。</p> <p>現在の計画が令和8年度で終了することから、これまでの事業等の検証を行うとともに現在のニーズに対応するための新たなビジョンを策定するものである。</p> | 奥州市農業振興ビジョン策定会議による検討 (委員の公募なし) | 令和8年5月から (3回程度実施) |
| | | | アンケート調査の実施 | 令和8年6月から 7月まで |
| | | | パブリック・コメントによる意見聴取 | 令和8年11月から12月 |
| おうしゅう地産地消推進計画の改訂 | 農林部農政課食農連携推進室 | <p>おうしゅう地産地消推進計画は、地産地消の取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、おうしゅう地産地消わくわく条例の規定により策定しているものである。</p> <p>現在の計画が令和8年度で終了することから、これまでの事業等の検証を行うとともに、現在のニーズに対応するため改訂版として新たに策定するものである。</p> | 奥州市6次産業化・地産地消推進協議会WGによる検討(委員の公募なし) | 令和8年5月から (3回程度実施) |
| | | | アンケート調査の実施 | 令和8年6月から 8月まで |
| | | | おうしゅう地産地消推進会議による検討 (委員の公募なし) | 令和8年7月から (2回程度実施) |

令和8年度市民参画手続実施予定一覧

| 案件名 | 担当部署 | 概要 | 実施方法 | 実施予定時期 |
|-----------------------|-----------------------|---|---------------------------|------------------|
| | | | パブリック・コメントによる意見聴取 | 令和8年11月から12月 |
| 奥州市犯罪被害者等支援条例の制定 | 市民環境部生活環境課 | <p>犯罪被害者等支援を総合的に推進し、もって、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を地域社会で支え、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的としている。</p> <p>本条例は、犯罪被害者基本法に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市の責務ならびに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者当支援の基本となる事項を定めるものである。</p> | パブリック・コメントによる意見聴取 | 令和8年9月から |
| 奥州市シティプロモーション戦略の策定 | 政策企画部未来羅針盤課 | 奥州市のシティプロモーションが抱える様々な課題を解決するため、指針となる戦略を策定しようとするもの。 | パブリック・コメントによる意見聴取 | 令和8年5月から |
| 水沢江刺駅周辺エリア活性化ビジョンの策定 | 政策企画部未来羅針盤課羅針盤プロジェクト室 | 奥州市未来羅針盤図に位置付けられてる「水沢江刺駅周辺エリアプロジェクト」を具体的に進めていくためのビジョンを策定するもの。 | パブリック・コメントによる意見聴取 | 令和8年5月から |
| 第3期奥州市道路整備計画の策定 | 都市整備部土木課 | <p>奥州市道路整備計画は、地域等からの道路整備に対する要望や、道路管理者として安心安全に通行できる交通網の確保を目指し、計画的にかつ効果的に道路整備を図るべく策定するものである。</p> <p>現在の計画が令和8年度で終了することから、次期計画を策定して整備を実施していくものである。</p> | 各振興会への説明 | 令和8年10月から11月 |
| | | | パブリック・コメントによる意見聴取 | 令和8年12月から令和9年1月 |
| 第3次奥州市生涯学習基本計画の策定について | 協働まちづくり部生涯学習スポーツ課 | 平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間として策定している、市の生涯学習及び芸術文化の振興施策に関する基本的な計画について、令和9年度を始期とする後継の計画を策定するものである。 | 奥州市社会教育委員会議による検討（委員の公募なし） | 令和8年7月から（3回程度実施） |
| | | | パブリック・コメントによる意見聴取 | 令和9年1月 |

令和8年度市民参画手続実施予定一覧

| 案件名 | 担当部署 | 概要 | 実施方法 | 実施予定時期 |
|-------------------------------|-----------------------|---|-----------------------------------|-----------------------|
| 奥州市スポーツ推進基本計画の策定 | 協働まちづくり部 生涯学習スポーツ課 | 国、県が策定した計画や奥州市民憲章の精神を基軸とし、市民それぞれのライフステージに応じた運動環境づくり、よりよい奥州市の生涯スポーツ社会を目指し、平成29年度から令和3年度までの5年間を前期計画、令和4年度から令和8年度までの5年間を後期計画しており、令和9年度から令和18年度までの新計画を策定しようとするもの。 | 奥州市スポーツ推進審議会による検討 (委員の公募なし) | 令和8年6月から (4回程度実施) |
| | | | パブリック・コメントによる意見聴取 | 令和9年1月 |
| 第8期障がい者福祉計画・第4期奥州市障がい児福祉計画の策定 | 福祉部福祉課 | 本市では、障がい者のための施策に関する基本的計画である「奥州市障がい者計画」、その計画を実行するための具体的な福祉サービス提供体制の整備や見込み量を定めた「奥州市障がい福祉計画」及び「奥州市障がい児福祉計画」の3つの計画を一体のものとして策定し、計画的な障がい者施策の推進を図っている。 この度、現行の「奥州市障がい福祉計画」及び「奥州市障がい児福祉計画」の期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況及び数値目標の達成状況を検証し、国や県の計画、近年行われた制度改革等を踏まえ、令和9年度から11年度までの3年間を計画期間とした標記計画を策定しようとするものである。 | 奥州市障がい福祉計画策定委員会による検討 (委員の公募なし) | 令和8年6月 |
| | | | アンケート調査の実施 | 令和8年11月 |
| | | | パブリック・コメントによる意見聴取 | 令和9年2月から3月 |
| 第三次奥州市空家等対策計画の策定 | 市民環境部生活環境課空家対策室 | 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号、以下「法」という。）第6条及び奥州市空家等の適正管理に関する条例（平成30年条例第37号、以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、市内の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため策定するもの。なお、現計画期間が令和8年度末をもって満了することから、令和9年度を計画始期とした計画を策定するもの。策定にあたっては、法第7条及び条例第10条の規定により奥州市空家等対策協議会により審議する。 | 奥州市空き家対策協議会による検討（委員の公募なし） | 令和8年10月から (4回程度実施) |
| | | | パブリック・コメントによる意見聴取 | 令和9年1月から2月 |

令和8年度市民参画手続実施予定一覧

| 案件名 | 担当部署 | 概要 | 実施方法 | 実施予定時期 |
|-------------------|------------------|--|------------------------------------|-------------------|
| 奥州市6次産業化推進計画の改訂 | 農林部農政課食農連携推進室 | 奥州市6次産業化推進計画は、6次産業化を地域ぐるみで総合的かつ計画的に推進するため策定しているものである。 現在の計画が令和8年度で終了することから、これまでの事業等の検証を行うとともに、現在のニーズに対応するため改訂版として新たに策定するものである。 | 奥州市6次産業化・地産地消推進協議会WGによる検討（委員の公募なし） | 令和8年5月から（3回程度実施） |
| | | | アンケート調査の実施 | 令和8年6月から8月まで |
| | | | 奥州市6次産業化・地産地消推進協議会による検討（委員の公募なし） | 令和8年10月から（2回程度実施） |
| | | | パブリック・コメントによる意見聴取 | 令和8年11月から12月 |
| 第3次奥州市男女共同参画計画の策定 | 協働まちづくり部地域づくり推進課 | 第3次奥州市男女共同参画計画は、誰もが性別等にかかわらず、自らの意志によって個人の能力と個性を最大限に発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画し、共に責任を担う社会の形成を目指して策定するものである。 現在の計画が令和8年度で終了することから、これまでの事業等の検証を行うとともに現在のニーズに対応するための新たな計画を策定するものである。 | 奥州市男女共同参画推進委員会による検討（委員の公募あり） | 令和8年6月から（3回程度実施） |
| | | | アンケート調査の実施 | 令和8年5月から6月まで |
| | | | 関係者との意見交換会（2回） | 令和8年8月から9月 |
| | | | 講演会の開催（市民説明等） | 令和8年10月 |
| | | | パブリック・コメントによる意見聴取 | 令和8年11月から12月 |